

氏名（本籍）	藤田 さおり		
学位の種類	博士（ ヒューマン・ケア科学 ）		
学位記番号	博甲第	9971	号
学位授与年月	令和 3 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	官民協働刑務所における初入男性受刑者を対象とするアルコールの問題に焦点を当てたプログラムの有効性に関する研究		
主査	筑波大学教授	博士（心理学）	濱口 佳和
副査	筑波大学教授	博士（学術）	水野 智美
副査	筑波大学准教授	医学博士	森田 展彰
副査	筑波大学教授	博士（医学）	太刀川 弘和

論文の内容の要旨

藤田さおり氏の博士学位論文は、官民協働刑務所で実施されている初入男性受刑者対象のアルコールの問題に焦点を当てたプログラムの効果を検討したものである。その要旨は以下のとおりである。

（目的）

アルコール関連犯罪者への国と地方公共団体の支援策を求める健康障害対策基本法の成立と、刑事施設におけるアルコール関連犯罪者への指導強化を謳う「世界一安全な日本」創造戦略の閣議決定にも拘らず、酩酊状態での犯罪者に対して、日本ではアルコール依存症治療がとられることは殆どないと著者は指摘し、アルコール問題を持つ犯罪者への有効な介入方法の検証が諸外国に比べて不足しているわが国の現状に強い危機感を示している。この様なわが国の現状に鑑み、著者は博士論文の一連の研究において、以下の 3 点を目的として 3 つの実証的研究を行った。(1)官民協働刑務所で実施されている初入男性受刑者向けの飲酒問題指導プログラムの受講者の特徴の把握（研究 1）、(2)プログラム受講前後の効果の検証（研究 2）、(3)プログラム受講前後における再飲酒リスクの変化と釈放後における刑務所への再入の関係についての検証（研究 3）。

（方法）

著者が博士論文の研究で採用した研究方法は以下のとおりである。研究 1 で著者は、初入男性受刑者の特徴を明らかにするため、A センターに入所し、飲酒問題指導プログラムを受講した受刑者を対象として、基本属性(罪種、年代、IQ、出所事由、引受先、懲罰回数、職業訓練回数)について記述統計を算出した。研究 2 で著者は、A センター内で実施された飲酒問題指導プログラムを受講した 70 名を介入群、受講待機中の 59 名を対照群とし、単一施設における非盲検での準ランダム化比較の手法により、プログラム受講前後に記入された質問紙の値を比較することで、プログラムの効果の検証を実施した。加えて著者は、プログラム修了後、希望する受講者に、月 1 回、刑務所内において自助グループであるメンテナンスプログラムに出所時まで参加し、継続的にアルコールの問題について検討する機会を提供し、効果検証のための各評価尺度についてのデータを取得した。これにより著者は、飲酒問題指導プログラム受講前後とメンテナンスプログラム修了後（出所時）

の3時点における、各評価尺度得点の変化について分散分析を実施した。

評価尺度として著者が用いた尺度は以下のとおりであった。①SOCRATES-8A：薬物・アルコール依存に対する問題意識と治療に対する動機づけの程度を評価する（病識、迷い、実行の下位尺度）、②ARRS：多次元的に再飲酒のリスクを評価する（刺激脆弱性、酒害認識の欠如、アルコールへの衝動性等の下位尺度）、③「アルコール依存に対する自己効力感スケール」：薬物に対する欲求が生じたときの対処行動に対する自己効力感を測定する（全般的自己効力感、個別的自己効力感の下位尺度）、④改訂版 UCLA 孤独感尺度。

研究3で著者は、飲酒問題指導プログラムを受講した後、刑期を終えて釈放された受刑者が、再犯により再入所した機会をとらえ、再犯時の罪種、職業、再入有無における基本属性の違い（年代、出所事由、引受先、懲罰回数、職業訓練回数）、アルコールの問題に焦点を当てたプログラム受講による再飲酒リスクの変化と再入の関連について検討した。メンテナンプログラム受講者に関して著者は、メンテナンプログラム受講群と非受講群の再犯の可能性が出所後の期間の経過に伴ってどのように変化するかを把握するため、 Kaplan-Meier 推定法を用いて分析を実施した。

（結果）

研究1の分析の結果として著者は、アルコールの問題を有する初入男性受刑者は、平均年齢が比較的高く、学歴が低く、逮捕時無職が多く、罪種では窃盗が多いこと、引き受けは家族が最も多いことを明らかにした。

研究2の分析の結果として著者は、プログラム受講前後の比較の結果、①SOCRATES-8Aの病識得点と実行得点が、対照群に比べ介入群において有意に上昇すること、②ARRSの刺激脆弱性得点が、対照群に比べて介入群において有意に低下すること、③全般的自己効力感得点と個別的自己効力感得点が、対照群に比べて介入群において有意に上昇することを示した。さらに著者は、メンテナンプログラムを受講した受刑者について、飲酒問題指導プログラム受講前後とメンテナンプログラム修了時の3時点において、各評価尺度得点の変化について分散分析を実施した結果、①刺激脆弱性は、飲酒問題指導プログラム受講前から、飲酒問題指導プログラム受講後とメンテナンプログラム受講後において、有意に得点が低下すること、②アルコールへの衝動性は、飲酒問題指導プログラム受講前から受講後にかけて有意傾向の得点の低下が見られること、③迷いは、プログラム受講前後で得点に変化はないが、メンテナンプログラム受講後は、プログラム受講前と後に比べ有意に低下すること、④実行は、飲酒問題指導プログラム受講前から受講後にかけて有意に上昇することを示した。

研究3の分析として著者は、アルコールの問題を有する初入男性受刑者の再入状況の実態把握とプログラム受講による再飲酒リスクの変化と再入の関連について検討した。初入男性受刑者の再入状況について著者は、①短期間で再入に至る者が多いこと、②再犯時の罪種別では、窃盗などの非暴力財産犯が最も多いこと、③再入時の職業は不就労や不明な者が多いこと、④再入時は若年者よりも60代の者が多いことを示した。飲酒問題指導プログラム受講による再飲酒リスクの変化と再入の関連について検討した結果著者は、酒害認識の欠如得点が、受講前と受講後で1点高くなると、再入率が1.270倍になる ($p < .05$) ことを示した。さらに、メンテナンプログラム受講群と非受講群の再犯の可能性が、出所後の期間経過に伴ってどのように変化するかを検討した結果、著者は2群の生存関数が、メンテナンプログラム受講群の方が非受講群よりも上方に位置しており、メンテナンプログラム受講群は非受講群に比べて再入率が低い傾向があることを示した。

（考察）

研究1のアルコール問題を有する初入男性受刑者の特徴分析の結果について著者は、成人中期における生活の基盤不安定さと社会的経済的困難が背景にあり、先行研究における「生活困窮窃盗等事犯者」と同様の特徴があると論じている。

研究2の飲酒問題指導プログラムの効果検証の分析結果について著者は、プログラム受講がアルコールへの依存について自覚の乏しい対象者に対し、飲酒の問題への自覚を促し、自分が変われるという自信を高め、変化への動機を高める効果があると考察している。これに加えて著者は、メンテナンプログラム受講者の分析結果から、飲酒問題指導プログラムによってもたらされた変化がメンテナンプログラム受講によって維持される上に、飲酒問題指導プログラムで無変化であった断酒に対する「迷い」が低下する効果があるとして、飲酒問題指導プログラム受講後の自助グループ参加の重要性を主張している。

研究3のプログラムによる変化と再入との関連の分析結果について著者は、アルコール問題を抱える元受刑者は短期間で再入する率が高いことを指摘している。この原因として著者は特に、飲酒に及びやすい状況に対する準備性が高まっても、酒害に対する認識が変化しなければ、再飲酒及び再入の可能性が高くなること、釈放後の引き受け先のアルコール問題への理解の不十分さが、アルコール問題を有する元受刑者への適切な対応の不足を生み、再飲酒と再犯罪を引き起こす可能性を指摘している。

(結論)

著者はアルコール問題を有する元受刑者の再犯・再入率を低下させるためには、刑事施設収容中に受ける飲酒問題指導プログラムにより、酒害の認識を高めるよう改善すること、継続的な自助グループ活動の参加、出所後引受先のアルコール問題に対する意識の改善が必要と結論づけている。今後の課題として著者は、再入者への聞き取り調査等を実施し、アルコールと再犯罪の関連についてさらに検討することが必要としている。

審査の結果の要旨

(批評)

我が国においては、飲酒に関連する犯罪への対策は喫緊の課題でありながら、飲酒の問題を抱えた犯罪者への刑事施設内での教育実践とその効果検証、再犯予測研究が著しく不足している。この状況下で、藤田氏が官民協働刑務所における初犯男性受刑者対象の飲酒問題指導プログラムの有効性に関する一連の実証的研究に取り組んだことの意義は高く評価できる。1施設においてであるが、待機統制群を設け、内外で使用され、信頼性・妥当性が十分確認されている心理尺度を用いて、アルコール問題を有する受刑者の心理・社会的特徴を明らかにするとともに、プログラム前後の効果検証、加えて再入所を予測する要因についての知見が得られた点は、極めて高く評価できる。受講者の知的水準に対する配慮等を含めたプログラム内容の詳細の記述が、施設との取り決め上、制約を受けざるを得ない点はあるものの、論文自体の完成度は高く、研究の限界と残された課題についても冷静に分析ができており、今後さらなる発展も期待できる。

令和3年1月15日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（ヒューマン・ケア科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。